

北欧におけるインクルージョンと開発援助

是永かな子

高知大学学術研究報告 第71巻
抜刷 (2022)

北欧におけるインクルージョンと開発援助

是永かな子

(高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門・高知ギルバーグ発達神経精神医学センター)

Inclusion and Development Assistance in the Nordic Countries

Kanako Korenaga

*Kochi University Research and Education Faculty Humanities and Social Science Cluster Education Unit,
Kochi Gillberg Neuropsychiatry Centre*

Abstract : The characteristics of development assistance in the Nordic countries were shown to differ between the Sweden, Norway and Denmark groups and Finland. As a feature of international educational cooperation on inclusive education, mainly for Africa, the Nordic countries' emphasis on support for Africa could be analyzed. Under the inclusive education strategies developed by the governments of the recipient countries, support by Sweden was envisaged not only for the development of basic education systems and gender equality, but also for refugee support. The support provided by Norway showed a contribution in integrated education and locally adapted curriculum development, as Norway has in principle abolished special schools. The Danish support was broad in scope and domain and envisaged the use of the country's own educational resources, based on a variety of educational subjects and educational systems. Support by Finland was envisaged in the form of teacher training, pre-school education and a three-tier special support system in Finland. Each country used its own educational accumulation as an aid for development assistance and international educational cooperation. It was reaffirmed that it is important for Japan's development assistance to be implemented with the needs of the requesting country in mind and with an awareness of Japan's strengths.

キーワード：北欧 インクルージョン 開発援助

Key words: Nordic Countries Inclusion Development Assistance

1. 研究の目的

2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としての「持続可能な開発目標 (SDGs)」は17のゴール・169のターゲットとして示された¹。その目標4に「すべての人に包摂的 (インクルーシブ) かつ公正で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」があり²、世界的にもインクルーシブ教育は注目されている。障害のある子どものみならず、すべての特別な教育的ニーズを有する子どもを対象としたインクルーシブ教育が推進すべき目標とされているのである。しかし、そもそも障害のある子どもへの教育保障が十分ではない発展途上国では、分離しない教育が「ダンプ (投げ込み)」に陥る危険性もあり、先進国といわれる国々の知見を「開発援助」として活用しつつ、それぞれの国におけるインクルーシブ教育を具体化する必要がある。

以上を踏まえて本稿では、先進国としてのスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドに注目して、主に発展途上国としてのアフリカを対象としたインクルージョンに関する国際教育協力の特徴について、分析することを目的とした。またインクルージョンのうち、とくに障害児者に言及する内容を調査した。

2. 研究の方法

今回は北欧の内、アイスランドを除いたスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドの4か国を対象に、表1に示す各国の開発援助を担う各組織の公式Webサイト掲載情報と関連先行研究を分析した。

表1 スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドの開発援助組織

スウェーデン王国	ノルウェー王国	デンマーク王国	フィンランド共和国
スウェーデン国際開発(協力)庁 (英: Swedish International Development Cooperation Agency, 略称: Sida) https://www.sida.se/	ノルウェー開発協力庁 (英: The Norwegian Agency for Development Cooperation, 略称: NORAD) https://www.norad.no/	デンマーク国際開発援助 (英: Danish International Development Assistance, 略称: DANIDA) https://um.dk//danida	以前はフィンランド国際開発庁 (英: Finnish International Development Agency, 略称: FINNIDA) 現在はフィンランド外務省国際開発協力局(英: Department for International Development Cooperation of the Ministry for Foreign Affairs of Finland, 略称: DIDC) https://um.fi/development-policy-and-development-cooperation

3. 結果

以下は、2020年のOECDの内部委員会の一つであるDAC(開発援助委員会)諸国における政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比である。

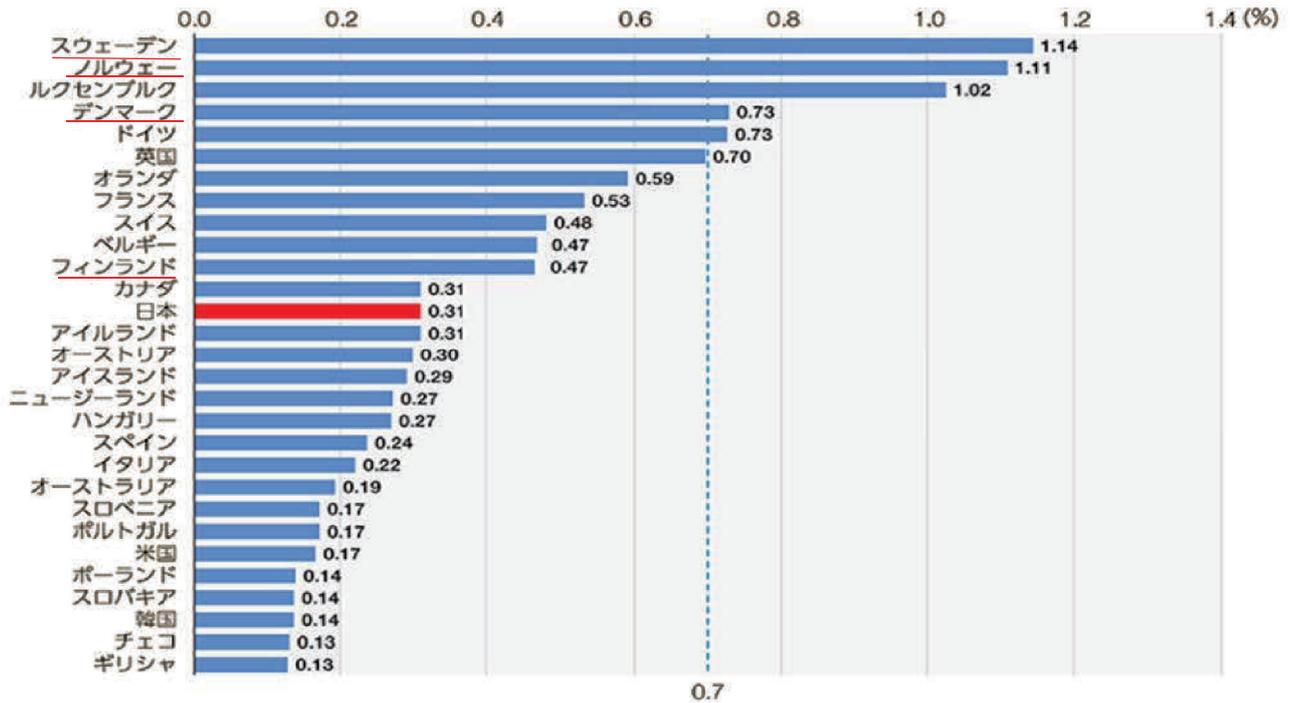


図1 DAC 諸国における政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI) 比

出典：外務省, 2021 年版開発協力白書 日本の国際協力,

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/21_hakusho/honbun/b1/s2_1.html (2020 年 10 月 8 日 参照).

スウェーデンは 1.14%, ノルウェー 1.11%, デンマーク 1.02%, であり GNI の 0.7% を開発援助にあてるという国連ミレニアム開発目標 (MDGs) を達成している。フィンランドは 0.47% である。フィンランドは 1992 年に ODA/GNI 比率を急減させて以降、スカンジナビア三国のグループとは異なる路線を歩んでいる³。

次に北欧の ODA 支出総額, ODA/GNI 比率の 1960 年から 2005 年までの推移を図 2 と図 3 に示す。

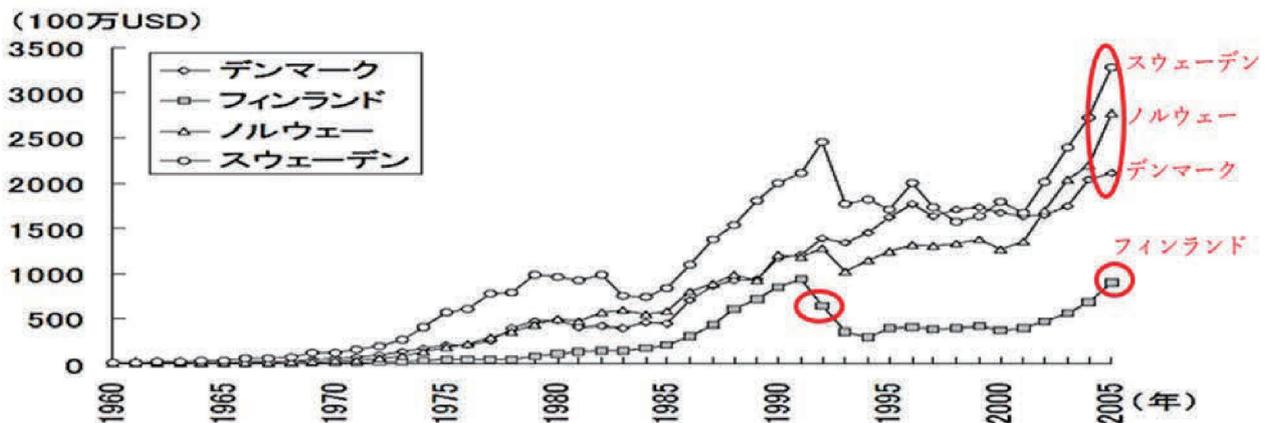


図2 北欧ドナーの ODA 支出総額 (ネット) 1960~2005 年までの推移。

出典：小林誉明 (2006) 北欧援助政策の動向--資金配分の観点からみた変容と分岐『開発金融研究所報』(31) 7.

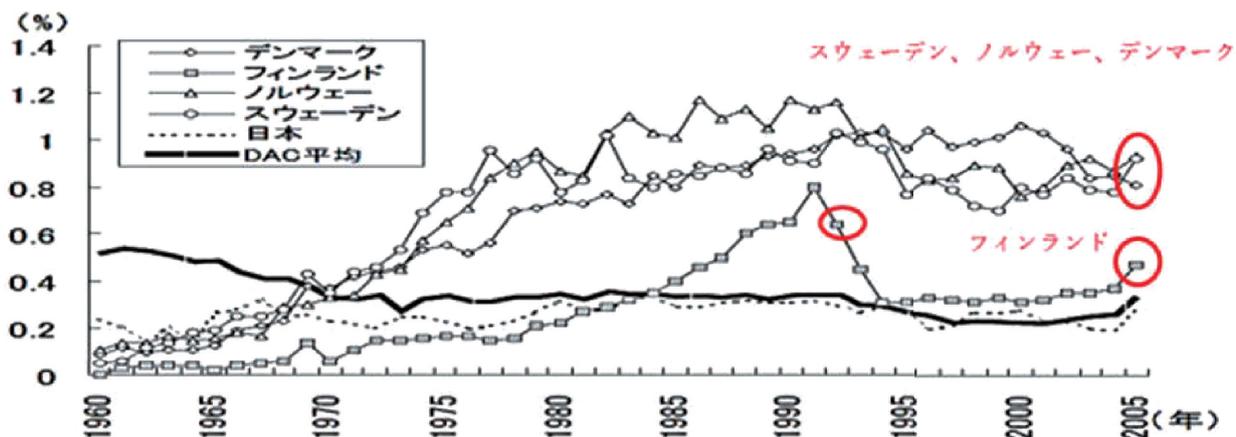


図3 北欧ドナーの ODA/GNI 比率 1960～2005 年までの推移

出典：小林誉明(2006) 北欧援助政策の動向--資金配分の観点からみた変容と分岐『開発金融研究所報』(31)7.

このようにスウェーデン、ノルウェー、デンマークは ODA/GNI 比率を一定の水準で維持しているものの、フィンランドは 1992 年に ODA/GNI 比率を低下させたことがわかる。

次に北欧の国際開発援助組織概要である。

表2 北欧の国際開発援助組織概要

スウェーデン王国 Sida	ノルウェー王国 NORAD	デンマーク王国 DANIDA	フィンランド共和国 FINNIDA/DIDC
設立:1965年(前組織 SIDA, 国際開発機構, 外務省から独立した機関として設立, 1995年の SIDA の機構改革に伴い名称表記 Sida 国際開発協力庁に変更) 親政府機関:外務省(多国間援助については主に外務省が担当し, 二国間援助については主にスウェーデン国際開発協力庁(Sida)が担当). 従業員数:約 900 予算:2020年の政府開発援助予算は521億スウェーデン・クローナ(約55.0億ドル, 対GNI比1.0% ⁴) スウェーデン国際開発協力庁(Sida)の障害児者のための開発協力に関するガイドライン(1999)日本語訳有 https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/sida/japanese/index.html	設立:1968年 親政府機関:ノルウェー外務省(外務大臣は安全保障との関連から, 欧州安全保障協力機構(OSCE)地域, 中東, 北アフリカおよびアフガニスタンの開発援助政策(人道支援を含む)を所管. 国際開発大臣はその他地域の開発援助, 国連機関, 世銀や地域開発銀行などと連携した支援を担当. Norad は援助政策の重要なパートナーである NGO に加え, 国際機関や研究機関, 途上国で活動するノルウェー企業を通じた資金支援にかかる援助を実施. 関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金(NorFund)がある ⁵	設立:1962年(2009年大幅な機構改革) 親政府機関:デンマーク外務省(外務大臣ではなく開発協力大臣の責任下) ⁶ 予算:ODA実績約23.7億ドル(2016) ⁷	設立:1960年代 親政府機関:フィンランド外務省(独自の開発援助実施機関を持たず, 外務省が ODA の政策立案・実施を所掌外務省に所属する開発大臣が開発協力の担当大臣である ⁸ . 開発協力予算は, 外務省 ODA 予算とその他の開発協力基金に分けられており, 後者は Finnfund(外務省が運営する政府系開発金融機関), 難民受入れ費用, EU の開発協力予算に対する拠出額等で構成される. 2017年予算額においては, 前者が約60%, 後者が約40%を占めた ⁹ .) 予算:8.86億ユーロ(GNI比0.38%, 2018) ¹⁰

それぞれ 1960 年代に国際開発援助が開始されている。独立組織がある場合は、親政府機関は外務省である。フィンランドは独自の開発援助実施機関を持たない。ノルウェーは投資のための別組織もある。

次に援助実施体制図である。

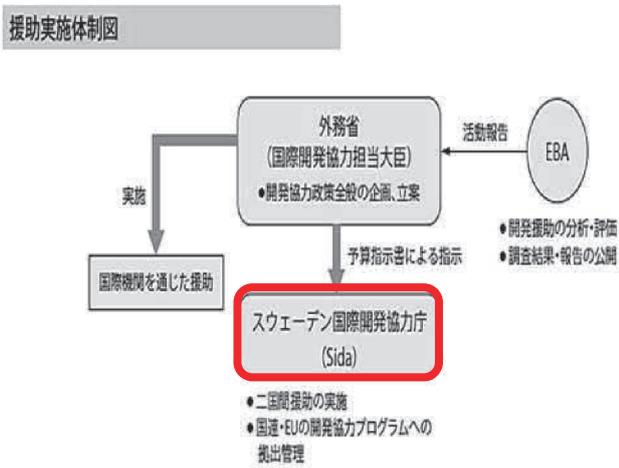


図 4 スウェーデンの援助実施体制図

出典：外務省(2021)第3章 諸外国の経済協力『2020年版 開発協力参考資料集』。

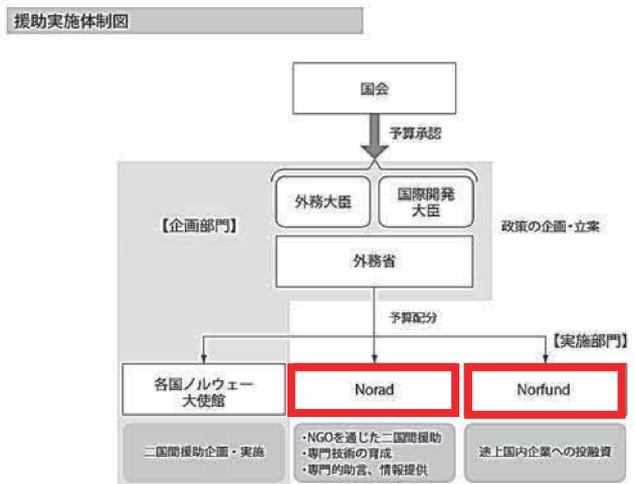


図 5 の援助実施体制図

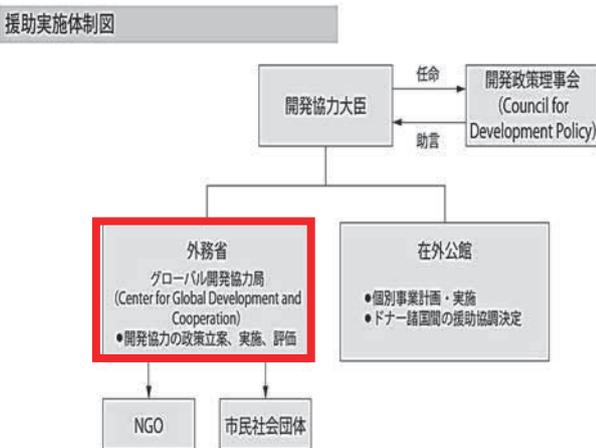


図 6 デンマークの援助実施体制図

出典：外務省(2021)第3章 諸外国の経済協力『2020年版 開発協力参考資料集』。

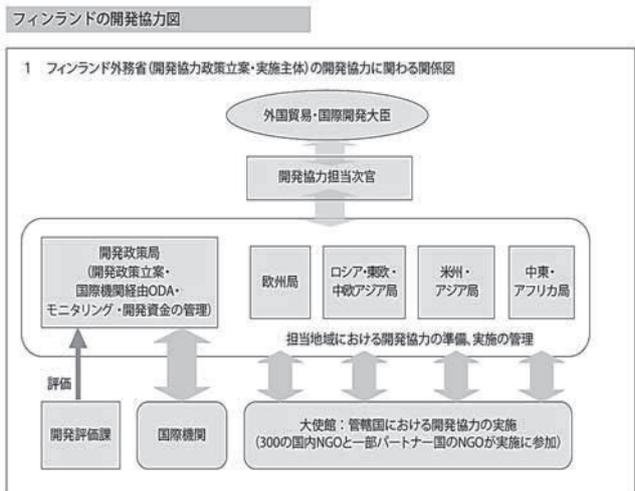


図 7 フィンランドの援助実施体制図

ノルウェーには関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金（NorFund）がある。フィンランドのみ独自の開発援助実施機関を持たない。

表 3 北欧の国際開発優先事項(以下、注がない情報は各組織 Web サイト参照)

スウェーデン王国 Sida	ノルウェー王国 NORAD	デンマーク王国 DANIDA	フィンランド共和国 FINNIDA/DIDC
現政権(2011)の優先分野: ①民主主義と人権(重点: 人権の尊重と促進, 民主的な制度の確立と法の支配, 民主的統治, 市民社会の役割と独立したメディアの	優先分野: ①人道支援, ②気候変動・環境・海洋分野, ③保健, ④ピ	優先分野 ¹⁴ : ①人道支援と開発協力を通じて, 紛争の影響を受ける国や地域の状況改善, ②途上国による	優先分野 ¹⁷ : 持続可能な開発のための2030アジェンダを基礎とし, ①女性および女

<p>確立), ②男女平等と開発における女性の役割 (重点: 全活動分野における男女平等の視点の導入, 経済の発展・政治参加における女性の役割, セクシャル・リプロダクティブ・ヘルスの権利 (HIV/エイズを含む), 女性の安全等), ③環境と気候 (重点: 気候変動への適応, エネルギー, 環境と安全, 水) ¹¹</p> <p>方向性: 対象国限定アプローチを導入し, 民主主義と人権を共通重点事項とした上で, 援助国を約 30 に絞り込み, ①長期的な開発協力を実施する国 (重点: 貧困の削減, 機能的な中央行政の構築, 民主的な統治への支援など), ②紛争中または紛争終結直後の国 (重点: 平和と安全), ③スウェーデンが改革に協力する国 (重点: 貧困の削減, EU への統合促進など), などに分け, 援助を実施¹²</p>	<p>ジネス開発・農業・再生可能エネルギー, ⑤教育¹³</p>	<p>自国民の再受入を含む移民・難民支援に重点を置く, ③民間資本を促進し, デンマークのビジネスや投資家を開発に関与させることで, 途上国の成長および雇用に繋がる開発資金を増加させる, ④男女平等および女性や女児の権利の状況改善を含む人権を引き続き重視する¹⁵</p> <p>「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の実施に関連させた優先取組は, ①リプロダクティブ・ヘルスおよびその権利を含む男女平等, ②教育, ③平和な社会と権利, ④水, エネルギー, 環境と気候を含む持続的かつ包括的な成長¹⁶</p>	<p>児の権利と地位の向上, ②途上国における仕事・生活手段・福祉創出を促進し自立を促すこと, ③民主的で機能的な社会, ④食糧安全保障, 水およびエネルギー資源へのアクセス, 自然エネルギーの持続可能な利用の 4 点</p>
---	---	---	---

北欧の国際開発優先事項に関して, 公式 Web サイト内の情報を検討した。国際開発優先事項として共通する項目は, 人権や人道的支援, 男女平等, 環境などである。また「持続可能な開発目標」を重視して支援を行っていることも示されていた。

表 4 は北欧のアフリカ国際開発援助一覧である。

表 4 北欧のアフリカの国際開発援助 (各国アフリカ支援は重視)

スウェーデン王国 Sida	ノルウェー王国 NORAD	デンマーク王国 DANIDA	フィンランド共和国 FINNIDA/DIDC
<p>アフリカ担当部局有</p> <p>①南スーダン</p> <p>②ブルキナファソ</p> <p>③コンゴ民主共和国</p> <p>④エチオピア</p> <p>⑤ケニア</p> <p>⑥リベリア</p> <p>⑦マリ</p> <p>⑧モザンビーク</p> <p>⑨ルワンダ</p>	<p>①アンゴラ</p> <p>②コンゴ民主共和国</p> <p>③エチオピア</p> <p>④ケニア</p> <p>⑤リベリア</p> <p>⑥マダガスカル</p> <p>⑦マラウイ</p> <p>⑧マリ</p> <p>⑨モザンビーク</p>	<p>アフリカの 8 つの優先国に集中との表記有</p> <p>①ブルキナファソ</p> <p>②エチオピア</p> <p>③ケニア</p> <p>④マリ</p> <p>⑤ニジェール</p> <p>⑥ソマリア</p>	<p>二国間パートナー国表記有</p> <p>①アフガニスタン</p> <p>②エチオピア</p> <p>③シリア</p> <p>④ケニア</p> <p>⑤モザンビーク</p> <p>⑥パレスチナ自治区</p> <p>⑦ソマリア</p> <p>⑧タンザニア</p>

⑩ソマリア ⑪スーダン ⑫タンザニア ⑬ウガンダ ⑭ザンビア ⑮ジンバブエ (⑯サブサハラ・アフリカの地域協力 2010 年予算の 40%, ⑰アフリカにおける性と生殖に関する健康と権利 (SRHR) のための地域協力) 2008 年, 「新アフリカ政策」を策定し, 被援助国の貧困削減戦略への支援を中心に, 二国間援助については当面アフリカに重点を置く ¹⁸	⑩ナイジェリア ⑪ソマリア ⑫スーダン ⑬南スーダン ⑭タンザニア ⑮ウガンダ ⑯ザンビア ⑰ジンバブエ 二国間援助総額の 28% ¹⁹	⑦タンザニア ⑧ウガンダ 2010 年実績の地域向け援助の約 60%が対アフリカ援助 ²⁰	⑨ザンビア
---	---	--	-------

スウェーデンでは支援機関内にアフリカ担当部局がある。デンマークではアフリカの 8 つが優先国として明記されており、ノルウェーやフィンランドでは二国間・パートナー国が示されている。また国際開発援助予算のかなりの割合がアフリカ支援に分配されている。

表 5 は先行研究に示された「二国間援助総額」の国別分配一覧である。

表 5 北欧ドナーの二国間援助総額の国別配分 (2005 年トップ 20 개국)

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
1	タンザニア	セルビア・モンテネグロ	アフガニスタン	タンザニア
2	モザンビーク	ロシア	モザンビーク	ロシア
3	ウガンダ	モザンビーク	タンザニア	モザンビーク
4	ガーナ	アフガニスタン	スーダン	アフガニスタン
5	ベトナム	タンザニア	パレスチナ	エチオピア
6	バングラデシュ	ベトナム	ウガンダ	ウガンダ
7	ザンビア	南アフリカ	ザンビア	ニカラグア
8	ニカラグア	スーダン	セルビア・モンテネグロ	セルビア・モンテネグロ
9	ネパール	エチオピア	エチオピア	パレスチナ
10	ブルキナファソ	イラク	ソマリア	ボスニア・ヘルツェゴビナ
11	ベナン	ケニア	スリランカ	ケニア
12	ポリビア	ニカラグア	ロシア	ポリビア
13	ケニア	ネパール	マラウイ	ホンジュラス
14	エジプト	ザンビア	アンゴラ	ベトナム
15	南アフリカ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	バングラデシュ	バングラデシュ
16	マレーシア	ナミビア	ネパール	スーダン
17	ブータン	アンゴラ	エリトリア	ザンビア
18	セルビア・モンテネグロ	パレスチナ	イラク	南アフリカ
19	カメルーン	カンボジア	コンゴ(ザイール)	コンゴ(ザイール)
20	中国	ソマリア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	スリランカ

注) ◎は主要パートナー国、網掛けはアフリカ

出典：小林誉明(2006) 北欧援助政策の動向--資金配分の観点からみた変容と分岐『開発金融研究所報』(31)17.

二重丸は主要パートナー国、網掛けはアフリカであり、北欧ではアフリカ支援が重視されていることがわかる。次に各国国際開発援助組織 Web サイトの内、主にアフリカを対象としたインクルージョンに関する国際教育協力の調査結果を国ごとに示す。

4. スウェーデンによるインクルージョン支援

以下にインクルージョンや障害児者に言及する内容の調査結果を示す。まずはスウェーデンによる教育支援としての「タンザニアでの新しい学校設立を支援」についてである²¹。

スウェーデンの支援により、タンザニアの1,600万人の子どもたちに教育向上の機会が与えられる。最も不足している地域の教師の確保と、学校の教材へのアクセスを改善するために予算が使用される。このプロジェクトは、教育分野では世界初の「成果報酬型」プログラムである。6年前タンザニアでは学校が無償化され、就学児数は全国で100万人近く増えたが、その多くは貧しい家庭の子どもである。Sidaはこの取り組みに対して、約12億ユーロの大型助成金を提供した。タンザニア教育省は、国の教育システムの改善と強化のために、引き続き資金援助を行うようSidaに要請している。より多くの女子をより長く学校に通わせることができたことが評価されている。一方で、特に男子の退学率は深刻で、57%に上る地域もある。教育は人権であり、質の高い教育を提供する国家システムの改善は、民主主義の拡大、人権、男女平等、より持続可能な人生の選択のための前提条件であるとSidaは考えている。障害児にも特別な配慮がなされる。Sidaの支援額は7億6,000万円にのぼる。これはタンザニアの基礎教育予算の約2%に相当する。

教育分野におけるインクルーシブ教育の推進対象²²は、教育の無償化、初等教育から高等教育までの教育システムの強化、学校における水とトイレの整備、教員と教室の不足、パンデミックによる学校閉鎖および通信教育の限界、パンデミック後に学校に戻れなくなる危険性、基本的な読み書き・計算能力の保障、遠距離通学、不就学、アフガニスタンにおけるタリバンの影響などでの学校に通うことができない女子の教育保障、児童婚、早期妊娠、ジェンダーに基づく暴力、紛争、シリアを始めとした難民の子どもである。2021年、Sidaの教育への支援は約12億クローネに達し、Sidaの総支出額の4%を占めた。Sidaは、教育に関する活動において、2つの優先目標を掲げている。①国の教育制度が十分に機能していること。②すべての人に無償かつ公平な初等・中等教育を達成すること、である。

このように、スウェーデンによる教育支援は学校の設立、教師や教材の確保のための予算使用などであり、支援されるタンザニア教育省の要請を受け、学校無償化による就学児数増加への対応、貧困家庭の子どもの就学支援などを行う。女子の就学期間の延長のみならず、男児の退学率の低下を目指す。人権としての教育を普及させることによって、民主主義の拡大、男女平等を推進する。「障害児にも特別な配慮がなされる」と言及されるように、通常の教育が保障された後に障害児のインクルージョンが期待される。他にも教育システムの強化、通信教育の整備、パンデミック後に学校に戻れなくなる危険性、読み書き・計算能力の保障、遠距離通学、不就学、児童婚、早期妊娠、紛争、難民に関する課題が提起されている。インクルーシブ教育推進のために、基礎的教育体制の整備やパンデミックや戦争、難民への対応が想定されている。

次に、「スウェーデンによるインクルーシブ教育支援(2021年11月18日「Dala-Demokraten」記事)」²³について検討する。

障害者支援が十分という認識はない。スタッフが障害者についての知識を深める必要性を指摘し、多面的な貧困分析や権利擁護に関する研修に、障害者を含んでいる。しかし人権擁護団体 MyRight²⁴によると、Sidaの援助活動のうち、障害者を主な対象としているのは0.5%である、と。支援結果の事例としてタンザニアでは、政府がインクルーシブ教育戦略を策定し、障害のある子どもを受け入れるための教師のさらなる研修が行われている。カンボジアでは、障害のある子どもが教育を受けられるような支援を行っている。2020年には、55カ国でメンタルヘルスと心理社会的支援を強化するユニセフの活動により、52,000人の障害のある子どもに支援が届いた、と。

多様な団体と連携する。障害者権利擁護団体(例えば「MyRight」)や権利保護団体、国際障害者連合や障害者の権利のための国連パートナーシップ (UNPRPD) と連携している。心理社会的・知的・認知的障害を持つ人々に対する暴力や差別に焦点を当て、最も疎外されているグループの一つとして障害者を位置づけている。障害者を人権主体として考えている。全ての援助活動を非差別的な観点から設計している。障害のある子どもの保護施設収容の回避や代替保育の改善などについてユニセフを支援している。スウェーデン・アフガニスタン委員会と協力し、障害者

が率いる組織への支援を行い、スティグマの解消や地域社会と保護者への支援強化に取り組んでいる。Save the Children もパートナー団体であり、女兒が学校に行くことの重要性を訴える世界組織「ガールズ・ノット・ブライド」とも連携している、と。

開発協力を障害者をより明確に統合し、インクルージョンの拡大に貢献することを目指す。例えばそれらは教育、雇用、健康だけでなく、苦痛緩和のための人道的支援にも適応される、と。

障害者支援は十分ではないと認識されている。スウェーデン Sida の援助活動のうち、障害者を主な対象としているのは 0.5% であるため、各国政府のみならず多様な団体と連携している。インクルージョンの拡大のために教育、雇用、健康、苦痛緩和のための人道的支援を行っている、と。

次に「スウェーデンによるインクルーシブ教育支援(国連パートナーシップ (UNPRPD, 2011 年設立) と連携)」²⁵、の内容についてみる。

国連障害者パートナーシップに新たな支援を提供する。人権、民主主義、法の支配の軸で支援する。障害者の権利が満たされるようにすることで、「誰一人取り残さない」という 2030 アジェンダの最も重要な約束の達成に一步近づけることができる。世界人口の約 15% に障害がある。低所得国ではその割合がより高くなる。障害者は、一般の人々よりも貧困にあえぎ、教育や仕事に恵まれず、政治的なプロセスにも参加しにくく、健康状態もよくない。差別、スティグマ、職場、学校、交通機関、技術、公共サービスなどへのアクセスの欠如は、障害者に深刻な影響を及ぼす。障害の種類によって課題も異なり、性別、セクシュアリティ、経済状況などの要因も関係している。例えば、障害のある女性や子どもは、暴力の被害に遭いやすい。国連システム全体で障害者の権利を主流化する戦略を採択した。安全保障理事会は、武力紛争や災害の影響を受けた障害者を支援するための決議を採択している、と。

資金や基準の提供について、2019 年以降、障害者の権利を強化するために世界、地域、国内で活動する「国連障害者権利パートナーシップ」に年間 2750 万クロネを支援する予定である。Sida は、国連システムを通じてグローバルな規範設定作業にも貢献する。また障害者の権利のために活動する組織が、より大きな影響を与える機会を与えられるようにする。国連ボランティアプログラムにも貢献する予定である。UNPRPD(The United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities)²⁶は、特に以下のことに取り組んでいる。ラテンアメリカの意思決定者間の対話を作り、国連障害者権利条約がこの地域で実施されるようにする。障害者の権利のために活動する団体の会員組織である「アフリカ障害フォーラム」の設立を支援する。政治参加の機会を増やし、ジェンダーに基づく暴力の防止と対処を含め、ジンバブエにおける障害のある女性と女兒の役割を強化する。メキシコで、障害児を中心に、保育・介護の質を向上させる。人材育成を含め、カンボジアの法制度における障害者の権利を強化する。ウガンダの学校を障害のある子どもが利用しやすいようにし、政策立案者や教師に研修する、と。

このように、世界人口の約 15% に障害があり、低所得国ではその割合がより高くなることを指摘する。「誰一人取り残さない」という 2030 アジェンダや国連障害者権利条約を念頭に、障害児者に対する支援を行っていることがわかる。

5. ノルウェーによるインクルージョン支援

ノルウェーによるインクルーシブ教育支援²⁷をみる。ノルウェーの教育支援の目的は、2000 年のダカール会議(世界教育フォーラム)である、と。2015 年までの達成を目指した「万人のための教育 (EFA: Education for All) ダカール目標」採択の主な目的に示されている。ダカールの目的の 2 つは、ミレニアム開発目標の 1 つである。

ダカール会議の第 2 の目的は以下である。私たちはここに、以下の目標を共同で達成することを約束する。

表 6 ダカール会議の第 2 の目的

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> i) 幼児、特に最も脆弱で恵まれない子どもの包括的なケアと教育を拡大し、改善する。 ii) すべての子ども、特に女子、生活環境が困難な子ども、少数民族の子どもが、2015 年までに質の高い無料の義務教育にアクセスして修了できるようにする。 |
|--|

- iii) 適切な教育への公平なアクセスと基本的な生活技能の習得を通じて、すべての若者と成人の学習ニーズが満たされるようにする。
- iv) 2015年までに、成人、特に女性の非識字率が半減し、すべての成人の基礎教育と高等教育への公正なアクセスが可能になる。
- v) 2005年までに初等中等教育の性差を取り除き、2015年までに教育の平等を達成し、女子が質の高い基礎教育に完全かつ平等にアクセスして修了することに重点を置く。
- vi) 教育の質のすべての側面を改善し、すべての人に良い結果を保障する。これにより、特に読み書き、算数、基本的な生活スキルに関して、認識された測定可能な結果が達成される。

出典：UTDANNING - JOBB NUMMER 1 Norges internasjonale strategi for Utdanning for alle innen 2015.

このように、ノルウェーの2015年の支援は、「世界教育フォーラムの万人のための教育」を目指して行われていた。

次に、ノルウェーによるインクルーシブ教育支援²⁸について検討する。

国際的には、すべての人の基礎教育に重点が置かれている。2015年までに、すべての子どもが小学校を修了する機会が与えられる（ミレニアム開発目標 2）。今日、義務教育年齢の1億人以上の子どもが学校に通っていない。約8億6000万人が読み書きができない。ほとんどのサハラ以南の国の約半分では、4人に1人の子どもが5年生に達する前に学校を去っている。児童労働者、障害児、マイノリティグループの子どもはしばしば除外される。万人のための教育の目標を達成するためには、さまざまなグループの教育機会の違いに体系的かつ直接的な方法で対処し、脆弱で恵まれないグループに対して特別な努力を払う必要がある。学校に通わない子どもの多くは武力紛争地域に住んでおり、教育を受ける権利を確保することは重要な課題である。ストリートチルドレンや孤児のグループも大きな課題を表している。主な焦点は小学校の発展にある。ノルウェーの支援は、すべての子どもに良い学校の提供を提供できる全国的に定着した教育システムの開発に貢献する、と。

ノルウェーは、ジェンダー平等、統合教育(integrert undervisning)、バイリンガリズム、地域に適應したカリキュラム開発、特別教育の組織(organisering av spesialundervisning)などの分野で特に優れた貢献をすることができる、と。

エチオピアとの関係が正常化すれば²⁹、Sida との「サイレントパートナーシップ」という形でのプログラム支援が重要になる。これは、ノルウェーの貢献は主に資金であり、フォローアップと専門的な対話はスウェーデンの姉妹組織である Sida によって対応されることを意味する、と。

このように、障害児のみならず、児童労働者、マイノリティグループ、ストリートチルドレンや孤児など「特別な教育的ニーズ」の観点でインクルーシブ教育の推進を考えている。ノルウェーは日本の特別支援学校に相当する特別な学校を原則廃止しているため、統合教育や地域に適應したカリキュラム開発において貢献できるとしていると推定される。またスウェーデンとの明確な役割分担に基づく連携にも言及している点も注目すべきだと考える。

6. デンマークによるインクルージョン支援

2030 アジェンダの横断的な原則は、最も脆弱で、ニーズと権利が満たされることから最も遠い人々に焦点を当てることである³⁰。そのため、脆弱な国や紛争の影響を受けている国では、特別な取り組みが必要である。国家が安全、自由、保健や教育などの基本的なサービスの利用、清潔な水や衛生へのアクセスを提供できない場合である。迫害を受けたり、暴力やスティグマを受けたり、コミュニティから排除されたりしている人々のグループも含まれる。これは、性別、年齢、障害、HIV/AIDS などの病気、政治的意見、職業や活動へのコミットメント、民族性、性的指向、性自認、雇用、信仰やその放棄などが理由となる場合がある、と。

権利に関するデンマークの国際的なリーダーシップ。社会から疎外された人々の権利と尊厳。デンマークは、先住民、少数民族、LGBTI、社会的弱者の権利のために立ち上がることで知られており、今後もそうし続ける。私たち

は、特にキリスト教徒や HIV/AIDS の影響を受けている人々を含む少数民族の差別、スティグマ、迫害と闘うために努力する。私たちは、拷問、残虐な、非人道的な、または品位を傷つけるような扱いに反対する活動のために、知識、ネットワーク、資源を提供する。そして、障害者の声を伝えていく。男女共同参画、少女と女性の権利、ジェンダーの平等と女性の経済的・政治的参加は、成長の促進とより平等で民主的な社会の実現に貢献する、と。

デンマークは、50 年以上にわたってアフリカ諸国と開発政策で協力してきた。デンマークの開発政策への関与は、開発政策と人道的戦略である「世界 2030」によって導かれている。デンマークの開発努力は、アフリカの 8 つの優先国（ブルキナファソ、エチオピア、ケニア、マリ、ニジェール、ソマリア、タンザニア、ウガンダ）に集中している。アフリカ諸国との協力関係は、国別の戦略に基づいている、と。

このように、デンマークは二国間援助に加えて、アフリカ開発銀行と開発協力をしていることがわかる。デンマークによる支援対象は障害者や先住民、少数民族、LGBTI、社会的弱者のみならず、性別、年齢、HIV/AIDS などの病気、政治的意見、職業や活動へのコミットメント、民族性、性的指向、性自認、雇用、信仰などであり、支援領域は安全、自由、保健や教育などの基本的なサービスの利用、清潔な水や衛生へのアクセス、迫害や暴力やスティグマ、コミュニティからの排除と幅広いことが示されている。デンマーク国内では「地方分権の強力な推進と教育における多様な選択肢の提供」が行われているため、多様性を前提とした支援が想定されていると考察した。

7. フィンランドインクルージョン支援

ここでは、エチオピアの事例に注目する³¹。フィンランドのエチオピア開発協力国別プログラムには初等・中学校におけるより良い学習成果の達成とともに、インクルーシブ教育が明確に位置づいている。フィンランドの開発協力は、水と衛生(トイレ)の利用可能性を向上させ、障害者もその恩恵を受けられるようにする。エチオピア支援は 1960 年代に始まった開発協力に基づく。フィンランドはエチオピアの農業、森林、教育分野を支援している。2021 年から 2024 年にかけて、フィンランドは二国間開発協力を主に農村部の経済開発支援、水道サービスの改善、包括的な基礎教育の質の向上に向けた予定である。2021 年から 2024 年にかけての支援は、教育に 2800 万ユーロ、農村開発に 2330 万ユーロ、清潔な水と衛生に 2390 万ユーロ、合計で 7500 万ユーロ、総額 7520 万ユーロである。

初等教育の純就学率は 1996 年の 22%から現在では 100%近くまで上昇した。カリキュラムの改革、教師教育の改革、中等教育の合理化、職業・技術教育訓練(TVET)の強化、教育大学の設立など、大規模な改革が想定される。質の高い、公平で包括的な就学前教育、学習者中心のジェンダーに配慮した安全な学校環境は、少女や障害のある学習者が学校に通い、留まることを促進する。フィンランドは新興地域や農村部における教育へのアクセスと質の向上、そして障害のある子どもや弱い立場や状況にある子どもの教育機会の向上に特に注意を払いながら取り組む。フィンランドは、学習ニーズの早期発見、基礎的な読み書き能力の発達を支援する遊びを中心とした発達段階に応じた就学前教育、学校改善プログラムに資する学校検査の有効活用、学校に対する支援システムの強化に重点を置く。教育省(MoE)による 2 年制初等教育導入の取り組みを支援し、インクルーシブな就学前教育の教員養成を強化し、4 歳から 6 歳のすべての子どもが初等前教育を無償で義務的に利用できるようにすることに焦点を当てる。教師の効果は生徒の学習に最も重要な要素であり、その役割は学習全体を改善する上で極めて重要である。障害のある子どもは、インクルーシブ教育の発展が順調に進んでいるにもかかわらず、依然としてアクセスと参加への障壁に直面している。学習支援を行うインクルーシブ教育リソースセンター(IERC)は、より良く機能するよう支援する必要がある。インクルージョンの達成には、システム全体のアプローチと、合意されたインクルーシブ教育の定義に基づく共同ビジョンが必要である。インクルーシブ教育には、教育省のインクルーシブ教育局(Inclusive Education Directorate)のリーダーシップがある。インクルーシブ教育リソースセンターは、継続的な発展と持続可能性の強化・拡大を通じて、障害のある子どもや全ての学習者にとって、学習に真の違いをもたらす可能性を持っている。障害を持つ少女や子ども、難民などのエンパワーメントのための NGO プロジェクトとの相乗効果もある、と。

このように、フィンランドによる支援に関しては、インクルーシブ教育が明確に位置づいている「エチオピア」

の事例に注目した。カリキュラムや教師教育の改革，中等教育の合理化，職業・技術教育訓練の強化，教育大学の設立，就学前教育の保障，ジェンダーに配慮した学校環境によって，女子や障害児の学習を保障する。学習ニーズの早期発見，基礎的な読み書き能力の発達を支援する就学前教育，学校に対する支援システムの強化に重点を置きつつ，教育省やインクルーシブ教育リソースセンターが支援する。フィンランド国内では教員養成，就学前教育，特別支援を包括した三段階支援システムが充実しており，それらの教育的蓄積を活用していることが推察される。

8. 考察

北欧各国の国際教育協力の特徴はスウェーデン，ノルウェー，デンマークのグループと，フィンランドの差異があることが示された。主にアフリカを対象としたインクルーシブ教育に関する国際教育協力の特徴として，今回の調査では北欧各国がアフリカ支援を重視していることが分析できた。援助を受ける各国政府が策定したインクルーシブ教育戦略の下，スウェーデンによる支援は，基礎的教育体制の整備や男女平等のみならず，難民への対応が想定されていた。ノルウェーによる支援は，ノルウェーが特別学校を原則廃止しているため，統合教育や地域に適應したカリキュラム開発における貢献を示していた。デンマークによる支援は対象や領域が幅広く，多様な教育対象，教育制度を前提とした自国の教育資源の活用が想定されていると考察した。フィンランドによる支援はフィンランド国内の教員養成や就学前教育，特別支援を包括した三段階支援システムの活用が想定されていると分析した。各国とも自国の教育的蓄積を開発援助や国際教育協力を援用していることが推察され，日本の開発援助も援助要請国のニーズを念頭に，日本の強みを認識して実施することが重要であることが再認識された。

9. 謝辞

本研究は科研費(18K02793)の助成を受けたものである。

註・引用文献

¹ 外務省公式 Website, JAPAN SDGs Action Platform,

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html> (2022年10月8日参照)。

² 外務省, 持続可能な開発のための2030アジェンダ 仮訳

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402_2.pdf (2022年10月8日参照)。

³ 小林誉明(2006) 北欧援助政策の動向-資金配分の観点からみた変容と分岐『開発金融研究所報』(31)4-20。

⁴ 外務省(2021)第3章 諸外国の経済協力『2020年版 開発協力参考資料集』。

⁵ *ibid.* 外務省(2021)。

⁶ 外務省, 第3章 諸外国の政府開発援助(ODA)『2011年版 政府開発援助(ODA)参考資料集』。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11_hakusho_sh/pdfs/s_all.pdf (2022年10月8日参照)。

⁷ 外務省(2019)第3章 諸外国の経済協力『2017年版 開発協力参考資料集』。

⁸ *op. cit.* 6, 外務省。

⁹ *op. cit.* 7, 外務省(2019)。

¹⁰ *op. cit.* 7, 外務省(2019)。

¹¹ *op. cit.* 6, 外務省。

¹² *op. cit.* 6, 外務省。

¹³ *op. cit.* 4, 外務省(2021)。

¹⁴ *op. cit.* 7, 外務省(2019)。

¹⁵ *op. cit.* 7, 外務省(2019)。

¹⁶ *op. cit.* 7, 外務省(2019)。

¹⁷ *op. cit.* 7, 外務省(2019)。

¹⁸ *op. cit.* 6, 外務省。

¹⁹ *op. cit.* 6, 外務省。

²⁰ op. cit. 6, 外務省.

²¹ Sida, <https://www.sida.se/om-sida/presskontakter/pressmeddelande-och-pressinbjudningar/sida-stodjer-ny-satsning-pa-skolan-i-Tanzania> (2022 年 4 月 1 日参照).

²² Sida, Utbildning, <https://www.sida.se/sida-i-varlden/utbildning/> (2022 年 10 月 8 日参照).

²³ Sida, Replik: ” Bättre kunskap integrerar och inkluderar funktionsnedsättning i biståndet” <https://www.sida.se/om-sida/nyheter/replik-battre-kunskap-integrerar-och-inkluderar-funktionsnedsattning-i-bistandet> (2022 年 10 月 8 日参照).

²⁴ MYRIGHT, <https://myright.se/en/> (2022 年 10 月 8 日参照).

²⁵ Sida, Nytt stöd för personer med funktionsnedsättningar, <https://www.sida.se/om-sida/nyheter/nytt-stod-for-partnerskap-for-personer-med-funktionsnedsattningar> (2022 年 10 月 8 日参照).

²⁶ UNPRPD, website, <https://www.unprpd.org/> (2022 年 10 月 8 日参照).

²⁷ UTDANNING - JOBB NUMMER 1 Norges internasjonale strategi for Utdanning for alle innen 2015.

²⁸ Norad(2004)Norad i kor te trekk 2004.

²⁹ Norad(2003)NORADFakta 2003.

³⁰ Danida(2021)FÆLLES OM VERDEN, Danmarks udviklingspolitiske strategi, udenrigsministeriet, danida, 2021.

³¹ Finland abroad, Finland’ s relations and development cooperation in Ethiopia, <https://um.fi/development-cooperation-ethiopia> (2022 年 10 月 8 日参照).

令和 4 年 (2022) 10 月 28 日受理

令和 4 年 (2022) 12 月 31 日発行

